

野上地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
<b>第5条(道路等との敷き際の配慮)</b>		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、良好な住環境を維持・保全するとともに、緑ゆたかで落ち着いた美しい街並みの形成を図るため開発事業区域と道路等との敷き際において、次の点に配慮するものとする。		
道路に面する部分の圧迫感の緩和、周辺環境との調和	<p>○道路に面する外壁や塀は圧迫感を緩和させるようできるだけ後退し、道路との間は植栽帯を設けるよう努める。</p> <p>○共同住宅の玄関アプローチの通路の両側や道路に面する部分には花壇や植え込みを設けるとともに、擁壁や柵、塀には垂直緑化を施すなど、緑の確保に努める。</p> <p>○既存の石垣や生垣は、できる限り活用するように努める。</p>	
<b>第6条(共同住宅における周辺への配慮)</b>		
開発事業者は、共同住宅の建築計画にあたっては、周辺環境と調和・融合し、快適で住みよい住環境を維持・保全するため、次の点に配慮するものとする。		
景観と調和した共同住宅等の付属施設の配置や形態	○共同住宅等の給水槽、機械室、機械式駐車場、ゴミステーションなどの附属施設は、景観に配慮した配置や形態に努める。	
共同住宅の駐車場	○共同住宅の駐車場(平面駐車場御及び機械式駐車場)の周囲は、緑化に努め、目立たないように配慮する。	
交通安全に配慮した駐車場の出入口の位置	○共同住宅の駐車場の出入口は交通安全に配慮し、交差点付近に配置しないように努める。	
共同住宅の屋外照明	○共同住宅の屋外照明等は、周辺に過剰な光害を与えないよう配慮する。	
<b>第7条(自然環境・景観への配慮)</b>		
開発事業者は、開発事業の計画にあたっては、周辺環境と調和・融合し、安全で安心して暮らせるまちの実現のために、自然環境・景観について、次の点に配慮するものとする。		
特定開発事業における公園、緑地、又は広場の位置	○特定開発事業における公園、緑地又は広場の位置は、地域住民の利用の便に配慮するよう努める。	
雨水排水対策	○開発事業者は、降雨時の浸水災害を防止するために、透水性舗装や雨水貯留施設等を整備するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加を抑制するよう努める。	
地形と調和した宅地造成	○宅地の造成にあたっては、隣接地への圧迫感、地区の景観や安全性に配慮し、できる限り、擁壁を小さくするなど、周辺の地形等との調和を図るよう努める。	

備考

- 野上地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- ※審査欄は、記入しないで下さい。
- 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、植栽計画を記入してください。